短答 7頁

第２．商業登記（８～10、会社907～910）

１．意義

商人に関する一定の事項を商業登記簿に記載してする登記

２．趣旨

商人は、大量にかつ反復・継続して商取引活動を行うため、取引の安全を図る必要がある＝公示の要求

３．登記事項

(1)　絶対的登記事項

必ず登記することが必要な事項 短 司H23-51[27]-イ/ウ/オ

ex.　会社の場合は、商号、株式の総数、資本の額、本店及び支店の所在場所、代表取締役の住所及び氏名等（会社911Ⅲ） 短 司H20-46-4,H23-51[27]-ア,予R2-23-オ,R3-23-5,R5-26-ア/ウ

(2)　相対的登記事項

登記するか否かが当事者の自由に任されている事項

４．商業登記の一般的効力（９Ⅰ、会社908Ⅰ） 短 予R3-27-ウ

(1)　消極的公示力（登記前における効力）

☑　善意→当該登記事項を知らないこと（過失の有無は問わない）

登記すべき事項は登記しなければ善意の第三者に対抗できない（９Ⅰ前段、会社908Ⅰ前段） 短 司H18-37-ア,H25-51[27]-ア,予R3-27-ア,R5-27-ウ

☑　民事訴訟において会社を代表する権限を有する者を定めるに当たっては、会社法908条１項は適用なし（最判昭43.11.1【会社法百選29】【商法百選5】） 短 司H25-51[27]-3

Advance　消極的公示力が問題とならない事案

a　設定的登記事項

ex.　商人Ａが支配人としてＢを選任したところ、選任登記が未了の間にＢがＡを代理して第三者Ｃと取引を行った。Ｃが善意である限り、ＡはＣに対して、ＢがＡの支配人であることを主張できず、何の請求もできないことになるのか？また、Ｃは、Ｂに対して無権代理人としての責任（民117）を追及することはできるのか？

→ＡはＣに対して、契約に基づく請求をすることができ、ＣはＢに対して無権代理人の責任を追及することができない（最判昭35.4.14参照） 短 司H18-37-オ,H20-50-エ,H24-44-イ

∵　ＣはＢをＡの支配人として認識しており、悪意又は悪意に準じる者といえる

∵　９条１項（会社908Ⅰ）前段は取引に重要な事項を登記させて第三者を不測の損害から保護するものである

→第三者がその事実を期待している場合には不測の損害はあり得ず、同条項適用の利益がないから、９条１項（会社908Ⅰ）前段の適用はない

b　第三者からの主張

ex.　上記の事案で、ＣがＢを支配人として認め、Ａに対して契約に基づく請求を行う場合（大判明41.10.12） 短 司H25-51[27]-エ,予R1-27-ア

(2)　積極的公示力（登記後における効力）

登記後は第三者が「正当な事由」によって知らないときに限り対抗できない（９Ⅰ後段、会社908Ⅰ後段） 短 司H25-51[27]-イ,予R1-27-ウ,R3-27-ア

論点「正当な事由」（９Ⅰ後段、会社908Ⅰ後段）の意義

問題 第2問 論証 3頁

問題の所在：「正当な事由」とはいかなる事実を指すのか？無過失のこと？

通説＝登記事項を知ろうとしても知り得ない客観的障害のこと

短 予R5-27-エ

ex. 登記簿の消失、天変地異

通説からすると、「正当な事由」はほとんど認められないから、９条１項後段（会社908Ⅰ後段）は「悪意擬制の規定」と呼ばれる

（理由）登記は公の制度として尊重することが必要

論点 ９条１項後段（会社法908条１項後段）と表見法理の適用関係～会社法354条との関係～

問題 第2問 論証 3頁

☑ 会社法354条：表見代表取締役の規定

問題の所在：代表取締役の氏名は登記事項（会社911Ⅲ⑭）であるため、保護要件である善意（判例（最判昭52.10.14【会社法百選46】）・通説は無重過失を要求する）は悪意擬制との関係で満たしようがないのでは？

判例（最判昭42.4.28）＝会社法354条を会社法908条１項後段の例外と考える

（理由）商取引は反復・迅速に行われるため、法が逐一登記簿の閲覧を要求しているとは考えられない

論点 ９条１項後段（会社法908条１項後段）と表見法理の適用関係～民法112条との関係～

論証 3頁

事　　例：Ａ社の支配人Ｂが解任され、その旨の登記もなされた後、Ｂは、Ｂが解任されたことにつき善意無重過失のＣと取引をした

会社法908条１項後段（９条１項後段）全面適用説（判例最判昭49.3.22【商法百選６】）　短 司H18-37-イ,H24-44-ア,予R3-27-オ

（理由）民法の表見代理規定は外観法理に関する一般的規定にすぎない